

大阪市告示第1639号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和6年12月2日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年12月9日（月）	
	令和6年12月16日（月）	
	令和6年12月23日（月）	
	令和6年12月28日（土）	
	令和6年12月29日（日）	
	令和6年12月30日（月）	午前9時から
	令和6年12月31日（火）	午後5時まで

2 臨時休場

施設名	年 月 日
靱庭球場	令和6年12月31日（火）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和6年12月1日（日）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年12月3日（火）から 同月8日（日）まで	
	令和6年12月10日（火）から 同月15日（日）まで	

令和 6 年12月17日（火）から 同月22日（日）まで
令和 6 年12月24日（火）から 同月27日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）